

## 1. 感染症予防計画

- 感染症予防計画は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）に基づき、国が策定する「感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針」（以下、「国基本指針」という。）に即して、都道府県が策定するもの。
- 都においては、「東京都感染症予防計画」（以下、「都予防計画」という。）として、都における感染症対策の基本計画に位置付けて策定しており、直近では平成 20 年 3 月に改定。

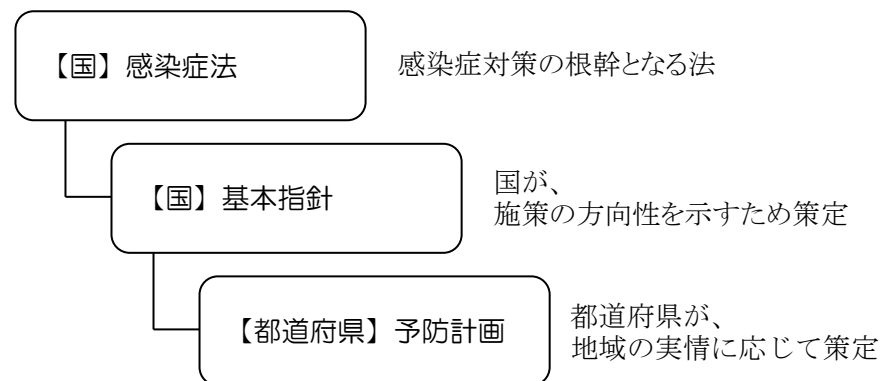
### （参考）感染症法における基本指針、予防計画の規定

#### （基本指針）

- 厚生労働大臣は、感染症の予防の総合的な推進を図るための基本的な指針を定めなければならない（感染症法第 9 条）

#### （予防計画）

- 都道府県は、基本指針に即して、感染症の予防のための施策の実施に関する計画を定めなければならない。（感染症法第 10 条第 1 項）
- 都道府県は、基本指針が変更された場合には、再検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更するものとする。（以下略）（感染症法第 10 条第 4 項）



現行の都予防計画  
の構成

→ 添付資料(都感  
染症予防計画(平  
成20年3月))

対策にあたっての基本方針

実施機関の役割及び都民や医師等の責務

各論

発生前及び発生時の対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>発生前の対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見に向けた取組や関係機関との連携</li> <li>・院内・施設内感染防止の徹底、予防接種の推進</li> </ul> </li> <li>発生時の対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報収集・把握、相談・普及啓発</li> <li>・検査・防疫体制の強化、関連部門との連携</li> </ul> </li> </ul>
医療提供体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療の提供                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・人権を尊重しつつ行う適切な医療</li> <li>・封じ込め及び大規模流行に備えた医療提供体制</li> </ul> </li> <li>医療機関ごとの役割                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症指定医療機関は130床程度を確保</li> <li>・感染症診療協力医療機関、一般医療機関の役割</li> </ul> </li> <li>感染症患者の移送                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症患者の移送と消防機関への情報提供</li> </ul> </li> </ul>
国・他縣市及び関係機関との連携協力の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>国との連携協力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・国への報告</li> <li>・検疫所等との連携協力</li> </ul> </li> <li>区市町村との連携協力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・休日・夜間の連絡体制の確保</li> <li>・都内区市町村間の連絡調整</li> </ul> </li> <li>他縣市との連携協力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・八都縣市を中心とした連絡会の開催や情報交換</li> <li>・感染症発生時に備えた連絡体制の整備</li> </ul> </li> <li>関係機関との連携協力                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関との連絡体制の確保</li> <li>・発生時対応訓練の実施</li> </ul> </li> </ul>
調査研究の推進及び人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>調査研究の推進                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究の推進体制の確立と推進</li> <li>・不明疾患など調査研究事業の実施</li> </ul> </li> <li>感染症病原体等の検査機能の強化                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・検査能力の向上</li> <li>・都内医療機関・検査機関への支援</li> </ul> </li> <li>感染症に関する人材育成                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・公衆衛生及び医師等の感染症に関する人材育成</li> <li>・発生時対応訓練の実施</li> </ul> </li> </ul>
感染症に関する知識の普及啓発と情報提供	<ul style="list-style-type: none"> <li>正しい知識の普及啓発                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・都及び区市町村の役割、連携</li> <li>・関係機関との連携による普及啓発の推進</li> </ul> </li> <li>迅速かつ適切な情報提供                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報に配慮しつつ、新興感染症発生時の情報の提供のほか、積極的な広報の実施</li> </ul> </li> </ul>
特定の感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型インフルエンザ対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・封じ込め対策を徹底するための医療、調査体制の確保</li> <li>・パンデミック期に対応した医療体制の整備</li> </ul> </li> <li>結核対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・病床の機能分化やDOTSの推進</li> <li>・基準病床数は740床</li> </ul> </li> <li>エイズ・性感染症対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本的な計画を策定</li> <li>・総合的なエイズ対策の推進</li> </ul> </li> <li>麻しん対策                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・麻しん排除に向けたワクチン接種推進、対策会議の設置など</li> </ul> </li> </ul>
その他の施策	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時の対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害発生による悪条件下での感染症発生・拡大防止のための迅速的確な措置</li> </ul> </li> <li>外国人への対応                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・外国人に対する普及啓発の実施</li> <li>・外国人が感染症に罹患した場合の取扱い</li> </ul> </li> </ul>

感染症対策の  
基本事項

研究、人材育  
成、知識の普及  
等に関する事  
項

特定分野に関  
する事項

## 2. 感染症法・国基本指針の改正

→ 資料2（感染症法改正(平成26年)）・資料3（国基本指針改正(平成29年)）

### ■感染症法改正（平成26年11月）

感染症に関する情報の収集を強化するための規定整備などを図るための改正

主な改正点	・鳥インフルエンザ（H7N9）、MERSについて、二類感染症への追加
	・全ての感染症について、検体等の提出要請を行える規定新設
	・一類、二類、新型インフルエンザ等感染症、新感染症について、検体の採取等に係る規定整備
	・一部の五類感染症（インフルエンザ）の患者の検体又は感染症の病原体を提出する機関を指定し、患者の検体又は感染症の病原体の一部を都道府県知事に提出する制度（指定提出機関制度）創設
	・麻しん及び侵襲性髄膜炎菌感染症について、氏名等も届出事項に含めるための改正
	・三種病原体等として管理規制（所持の届出等）が行われる結核菌の範囲を限定
	・保健所による結核患者に対する直接服薬確認指導について、医療機関等と連携して実施するための規定整備

### ■国基本指針改正（平成29年3月）（法改正や状況変化等を踏まえ改正）

基本指針における事項		改正要因	改正概要
-	共通	法改正	・平成20年法改正で新設の「新型インフルエンザ等感染症」反映
-	前文	状況変化	・前回の実質的な指針改正（平成19年4月）以降の状況変化を踏まえた文言修正
第一	感染症の予防の推進の基本的方向	状況変化	・前回の実質的な指針改正（平成19年4月）以降の状況変化を踏まえた文言修正
第二	感染症の発生の予防のための施策	法改正 結核指針改定	・平成26年法改正で新設された指定提出機関制度などを反映 ・改定結核予防指針（平成28年11月）で、法53条の2に基づく定期の健康診断について、高齢者、ハイリスクグループ、デインジャーグループ等の受診率向上を図るとの考え方が示されたことによる修正
第三	感染症のまん延の防止のための施策に関する事項	法改正	・平成26年法改正で新設された検体採取に関する事項の追記
第四	感染症に係る医療のために医薬品を提供する体制の確保に関する事項	状況変化	・新型インフルエンザ等感染症などの汎流行に備え、予防に必要な医薬品の備蓄又は確保に努める旨を追記
第六	感染症に係る医療のための研究開発の推進に関する事項	状況変化	・医療分野の研究開発を総合的に推進するために国が平成27年に設立した「日本医療研究開発機構」を追記
第七	感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項	法改正 BSL4指定	・平成26年法改正による感染症情報収集体制強化の関係で地衛研等の検査精度確保が求められるようになったことによる追記 ・国立感染研村山庁舎のBSL4指定（平成27年8月）に伴う修正
第十一	その他の感染症の予防の推進に関する重要事項	状況変化	・重症呼吸器症候群及び痘そうの行動計画策定・公表に係る文言の削除
第十二	その他の感染症の予防の推進に関する重要事項	状況変化	・動物の輸入届出制度について追記 ・WHOの拡大予防接種計画に係る記載を削除

### 3. 都予防計画改定の検討について

○ 感染症法等の改正や、新たな感染症の脅威を踏まえ、以下の方針で都予防計画改定に向けて検討

#### 1 検討の方向性

- ・ 前回改定以降、西アフリカでのエボラ出血熱の大流行、デング熱の国内感染など、脅威となる事態が発生
- ・ 国際化の進展などにより、今後も、脅威となる感染症が発生する可能性

- 現行の構成を基本としつつ、新たな状況に対応する観点で見直す

主な論点	・ 感染症予防に関する基本的考え方 (対策に関する基本方針等)
	・ 予防やまん延防止対策・医療体制について (近年の感染症発生状況などを踏まえた、感染症発生の早期発見及び感染拡大の防止の施策の今後のあり方や、各医療機関の役割等)
	・ 課題となる感染症とその対策 (新型インフルエンザ、HIV/エイズ・性感染症、結核、その他新たに課題となる感染症の対策の方向性)
	・ その他、対策において考慮すべき事項

→ 参考資料 2～9 (感染症の現状等)

#### 2 スケジュール

	第2四半期(7～9月)	第3四半期(10～12月)	第4四半期(1～3月)
平成29年度	<div style="text-align: center;">① 諮問</div> <div style="text-align: center;">9月5日</div>	<div style="text-align: center;">② 中間の まとめ (答申 素案)</div> <div style="text-align: center;">10月前半</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">都民の意見募集・ 関係機関への意見 照会</div>	<div style="text-align: center;">③ 答申</div> <div style="text-align: center;">1月</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;">答申を踏まえた 計画改定</div> <div style="text-align: center;">改定</div> <div style="text-align: center;">年度内</div>